

愛知県林業事業体経営合理化計画認定要領

(平成 12 年 3 月 2 日)

第 1 趣旨

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号。以下「法」という。）に基づき、知事は事業主（法第 2 条第 2 項に規定する事業主。以下同じ。）が作成する林業事業体経営合理化計画（法第 5 条第 1 項に規定する労働環境の改善、募集方法の改善その他雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画をいう。以下「改善計画」という。）を認定し、これら認定を受けた者（以下「認定事業主」という。）に対して支援措置を講ずることにより、事業主の育成・強化を図る。

第 2 改善計画の認定

1 改善計画の作成

認定を受けようとする事業主は、知事が策定し公表した「愛知県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）の趣旨に基づき改善計画を作成するものとする。

(1) 改善計画は、林業部門について作成することとし、林業労働者を林業以外の事業に就労させる場合には、その事業についても記載するものとする。

また、事業所が複数所在する場合は、主たる事業所において、他の事業所の分も含めて作成するものとする。

(2) 事業主が他の事業主若しくは愛知県林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）と共同して改善計画（以下「共同改善計画」という。）を作成する場合には、共同改善計画と共同改善計画を構成する個別の事業主の改善計画の双方について作成するものとする。

(3) 改善計画の計画期間は、5 年とする。（終期は、5 年目の日を含む事業年度の末日まで）

2 改善計画の記載事項

改善計画には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 雇用管理及び事業の現状
- (2) 改善措置の目標
- (3) 改善措置の内容
- (4) 改善措置の実施時期

- (5) 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- (6) その他

3 改善計画の認定申請

- (1) 単独で認定を受けようとする事業主は、改善計画認定申請書（様式1）に改善計画書（様式2）を添付し、主たる事業所の所在地を管轄する県農林水産事務所（名古屋市内にあっては、本庁林務課。以下「農林水産事務所等」という。）に提出するものとする。
- (2) 共同改善計画の認定申請は、共同改善計画認定申請書（様式3）に共同改善計画書（様式4）及び共同改善計画の構成員ごとの作成する様式2により、代表者の所在地を管轄する農林水産事務所等に提出するものとする。

4 改善計画の認定

- (1) 農林水産事務所長等は、第2の3により申請があった場合は、その改善計画が基本計画に照らして適切であり、次に記載する認定基準の全てを満たすものと認められるときは、認定するものとする。
 - ア 事業計画、雇用管理に関する目標が現状より向上するものであること。
 - イ 改善計画が、申請者の経営能力、資金計画等を総合的にみて実現性が高いこと。
 - ウ 雇用管理の改善、経営基盤の強化を図るための目標が、別表1に定める目標水準以上であること。
- (2) 農林水産事務所等は、申請書を受理した日から30日以内に認定するものとする。
- (3) 農林水産事務所等は、認定に当たっては、改善措置の目標及び目標達成の実現可能性に重点を置いて認定の可否を判断するものとし、必要に応じて指導助言を行うものとする。
- (4) 農林水産事務所等は、改善計画を認定したときは、認定事業主に対し、改善計画認定通知書（様式5，申請者用）により通知するとともに本庁（農林水産事務所認定にかかるもの、以下同じ）、センター及び中部森林管理局に対し、様式6（関係機関用、認定した改善計画を添付）により通知するものとする。

第3 改善計画の変更

- 1 改善計画を変更しようとする事業主は、改善計画変更認定申請書（様式7）又は改善計画変更届出書（様式8）により認定を受けた農林水産事務所等に提出するものとする。
- 2 1の認定計画の変更の申請は、次に掲げる場合とする。

- (1) 改善措置の基本方針を変更する場合。
 - (2) 改善措置の項目の追加又は廃止する場合。
 - (3) 共同改善計画に参加する事業主の数が、増加又は減少する場合。
- 3 2に掲げる場合以外の変更については、様式8の受理によって変更の認定に代えるものとする。
- 4 1の申請による改善計画の変更認定は、第2の規定を準用する。
ただし、変更認定の通知については、申請者に対しては改善計画変更認定通知書（様式9，申請者用）により、また、本庁、センター及び中部森林管理局に対しては、様式10（関係機関用、変更認定した改善計画を添付）により行うものとする。
- 5 農林水産事務所等は、認定計画の実施に遅滞があると認められる場合には、認定事業主に対し、当該認定計画の円滑な実施が行われるよう指導するほか、必要に応じ認定計画の変更を指導するものとする。

第4 改善計画の認定取り消し

- 1 農林水産事務所等は、認定計画の実施に著しい支障が生じて、当該認定計画に従って事業を実施する見込みがなくなると認められる場合、又は当該認定計画が第2の4の(1)の認定基準を満たさなくなると認められる場合には、当該改善計画の認定を取り消すことができるものとする。
- 2 改善計画の認定取り消しの通知については、当該事業主に対しては、改善計画認定取消通知書（様式11、事業主用）により、また、本庁、センター及び中部森林管理局に対しては、様式12（関係機関用）により行うものとする。

第5 改善措置実施状況報告

- 1 認定事業主は、毎事業年度の改善措置の実施状況について、改善措置実施状況報告（様式13）により、当該報告に係る事業年度の終了後3月を超えない日までに認定を受けた農林水産事務所等及びセンターに報告するものとする。
- 2 認定事業主は、認定計画の実施期間が終了したときは、遅滞なく、改善措置の実施結果について、改善措置実施結果報告（様式14）により、認定を受けた農林水産事務所等及びセンターに報告するものとする。
- 3 農林水産事務所は1，2の提出を受けたら速やかに本庁へ報告するものとする。

第6 その他

農林水産事務所等は、改善計画及び共同改善計画の認定、変更、又は認定の取り消

しを行ったときは、様式 15 により、認定台帳を整備するものとする。

また、毎年度、改善計画及び共同改善計画の認定状況を取りまとめ、認定台帳の写しを添えて、様式 16 により、翌年度の 4 月末日までに本庁へ報告するものとする。

改正 平成 12 年 4 月 3 日

改正 平成 14 年 3 月 28 日

改正 平成 18 年 4 月 3 日

改正 平成 23 年 7 月 5 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

改正 令和 2 年 12 月 18 日

(令和 3 年 1 月 1 日適用)

別表 1

区分	目標とする内容
雇用管理の改善	雇用管理の改善を効率的に推進し、原則として雇用管理者を選任し、年間 4 ヶ月以上雇用の林業労働者を 5 人以上雇用する事業主を対象とする。
事業の合理化・ 経営基盤の強化	事業の合理化及び経営基盤の強化を図るため、5 年間で 2 割以上素材生産事業量が増加する事業主を対象とする。5 年後の素材生産事業量の下限は概ね 1,000 m ³ とする。 ただし、主に造林・保育を営む者にあつては、雇用管理の改善に関する目標値を認定の基準とする。